

# 京 都 府 資 料

## 京都府における児童虐待施策の主な取組

※丸数字は年度

- ▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結⑩  
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
- ▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置②  
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ 「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行④  
令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定（4月1日施行）
- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員④  
平成29年度から計画的に増員し、6年間で児童福祉司と心理判定員あわせて34名（④6名増員）の大幅な増員
- ▶ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携強化④  
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実
- ▶ SNS相談体制の整備④  
虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備
- ▶ 子どもの意見表明支援体制の整備④  
児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始
- ▶ 児童相談所における第三者評価の実施⑤  
児童相談所の支援環境の向上及び改善を図るため、その業務の質について第三者による評価を実施

## ■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔令和4年度〕 ※速報値

### 1 受案件数の年次推移

児相名	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	31(R元)	R2	R3	R4	対前年
宇治児相(本所)		321	265	281	293	378	503	557	675	640	598	683	114.2%
同上(京田辺支所)			233	251	258	340	344	488	682	622	657	701	106.7%
宇治児童相談所 計 (南部家庭支援センター)		321	498	532	551	718	847	1,045	1,357	1,262	1,255	1,384	110.3%
(参考)府児相 計		732	964	1,121	1,120	1,502	1,663	2,104	2,547	2,448	2,576	2,721	105.6%

### 2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
R3	43	12	123	6	108	0	0	13	2	729	28	191	119	1,255
構成率(%)	3.4	1.0	9.8	0.5	8.6	0.0	0.0	1.0	0.2	58.1	2.2	15.2		100.0
R4	61	7	112	9	92	1	2	12	10	803	14	261	165	1,384
構成率(%)	4.4	0.5	8.1	0.7	6.6	0.1	0.1	0.9	0.7	58.0	1.0	18.9		100.0

### 3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R3	598	61	557	17	22	1,255
構成率(%)	47.6	4.9	44.4	1.4	1.8	100.0
R4	666	67	626	6	19	1,384
構成率(%)	48.1	4.8	45.2	0.4	1.4	100.0

### 4 虐待の種類別受理状況

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R3	239	7	149	860	1,255
構成率(%)	19.0	0.6	11.9	68.5	100.0
R4	250	9	215	910	1,384
構成率(%)	18.1	0.7	15.5	65.8	100.0

### 5 年齢別受理状況

年度	0~3歳	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
R3	220	262	411	229	133	1,255
構成率(%)	17.5	20.9	32.7	18.2	10.6	100.0
R4	292	332	415	207	138	1,384
構成率(%)	21.1	24.0	30.0	15.0	10.0	100.0

### 6 危険度別受理状況

年度	不明/非虐待	危惧	軽度	中度	重度以上	合計
R3	9	389	689	145	23	1,255
構成率(%)	0.7	31.0	54.9	11.6	1.8	100.0
R4	45	457	666	196	20	1,384
構成率(%)	3.3	33.0	48.1	14.2	1.4	100.0



# 児童福祉法等の一部を 改正する法律について

資料出典:こども家庭庁HP

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

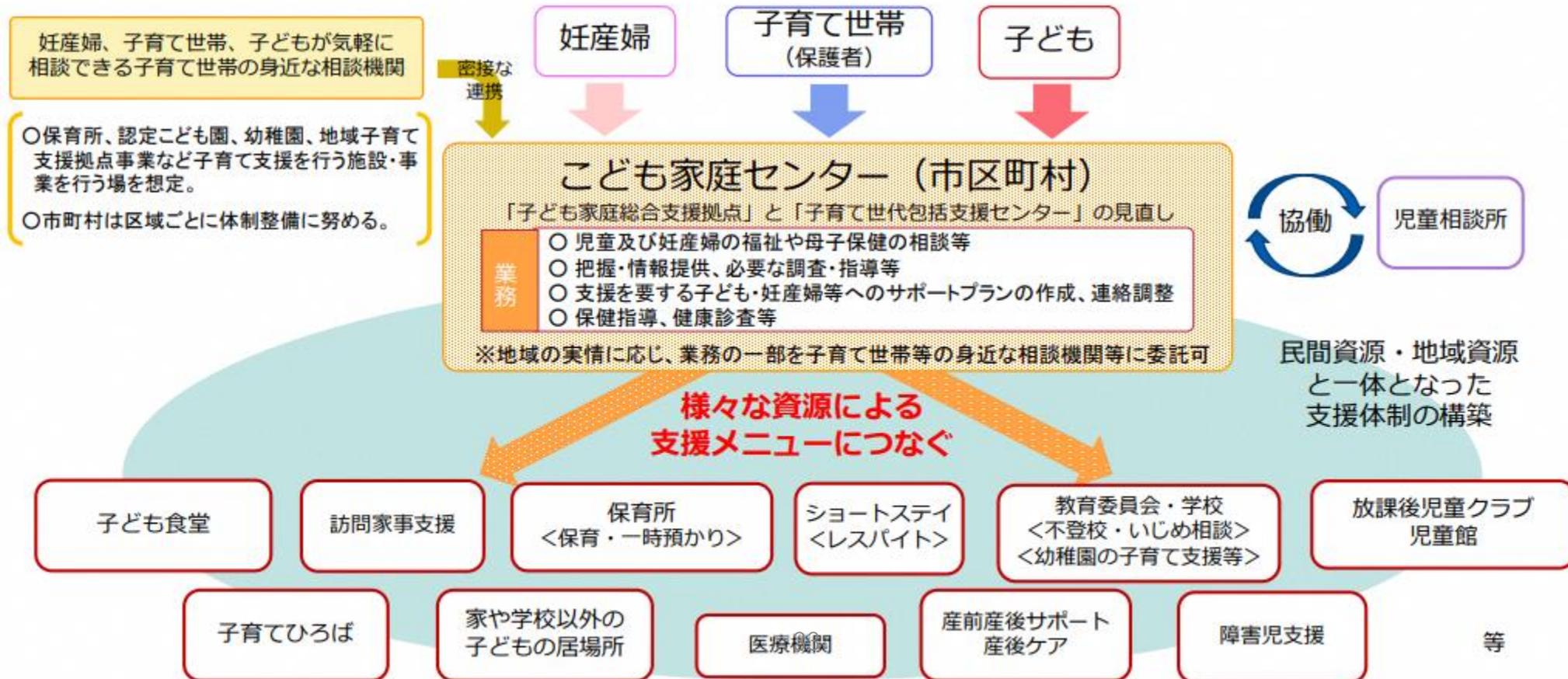
# こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



# 市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。  
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不十分な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

## 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。  
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

## 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う  
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

## 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。  
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

## 子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

## 一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

## 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

新設

拡充

## 都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
  - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
  - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける**。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

### <親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。  
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

### <里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

### <妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

# 社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
  - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
  - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

## <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

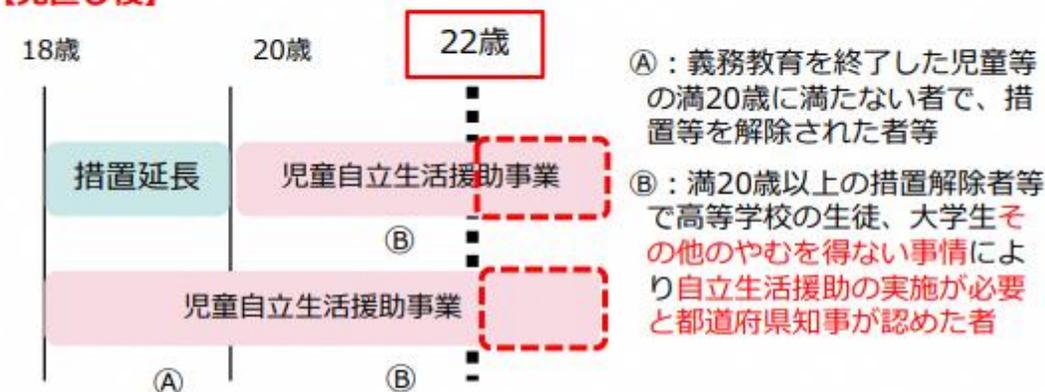
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

### 【現行】



### 【見直し後】



## <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

## 子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
  - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
  - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
  - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

### <子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等**（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、**子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

### <児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等**（※）に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

### <意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（**意見表明等支援員**）が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

令和4年度  
から京都府  
で取り組み  
開始

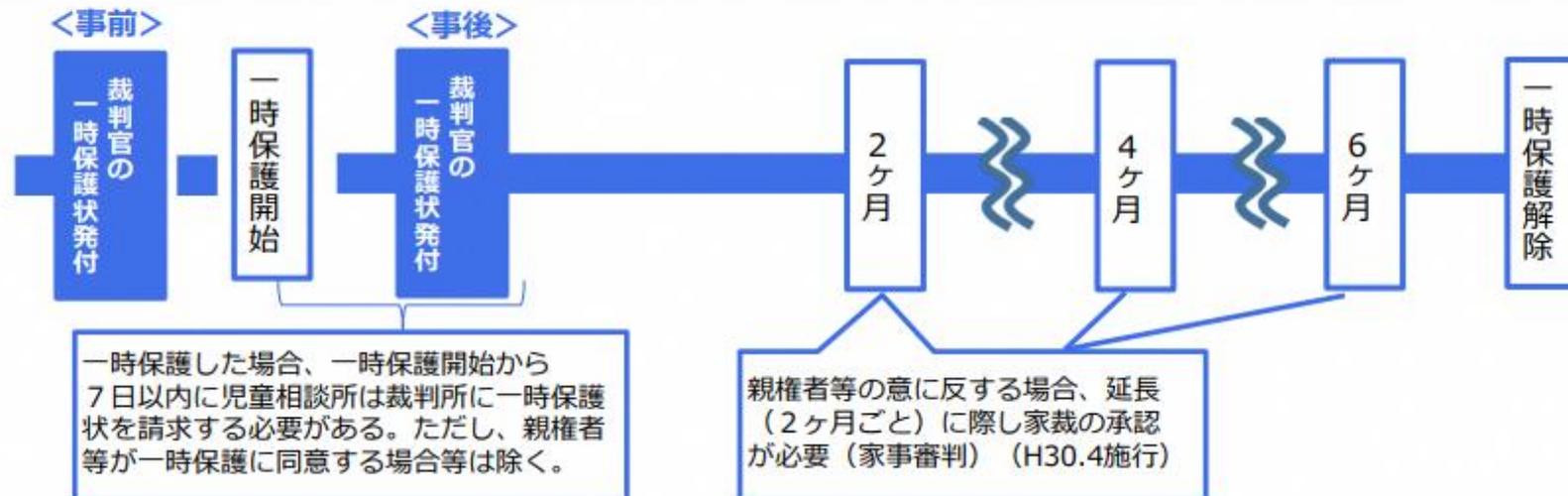
## 一時保護の開始時の司法審査等（5. 関係）

### <一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
  - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
  - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
  - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
  - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

### <一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
  - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
  - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



# 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

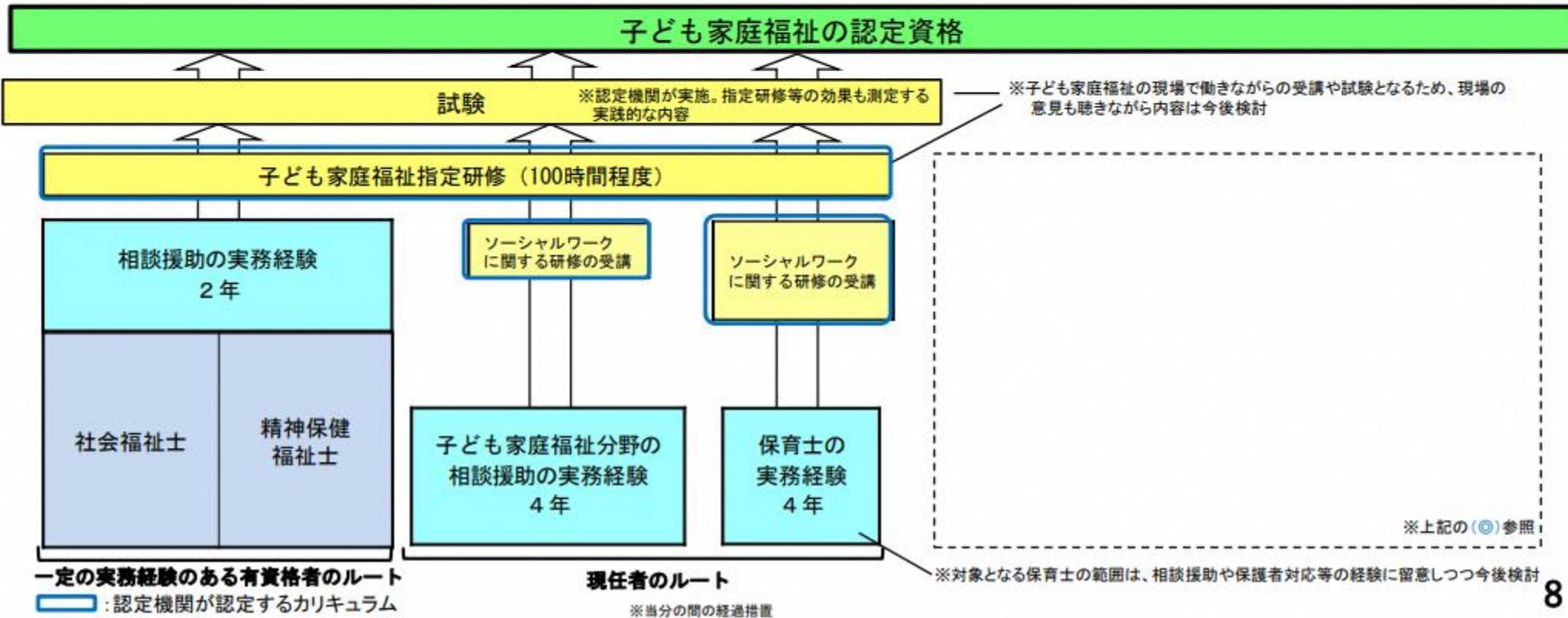
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、**国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



# 児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）

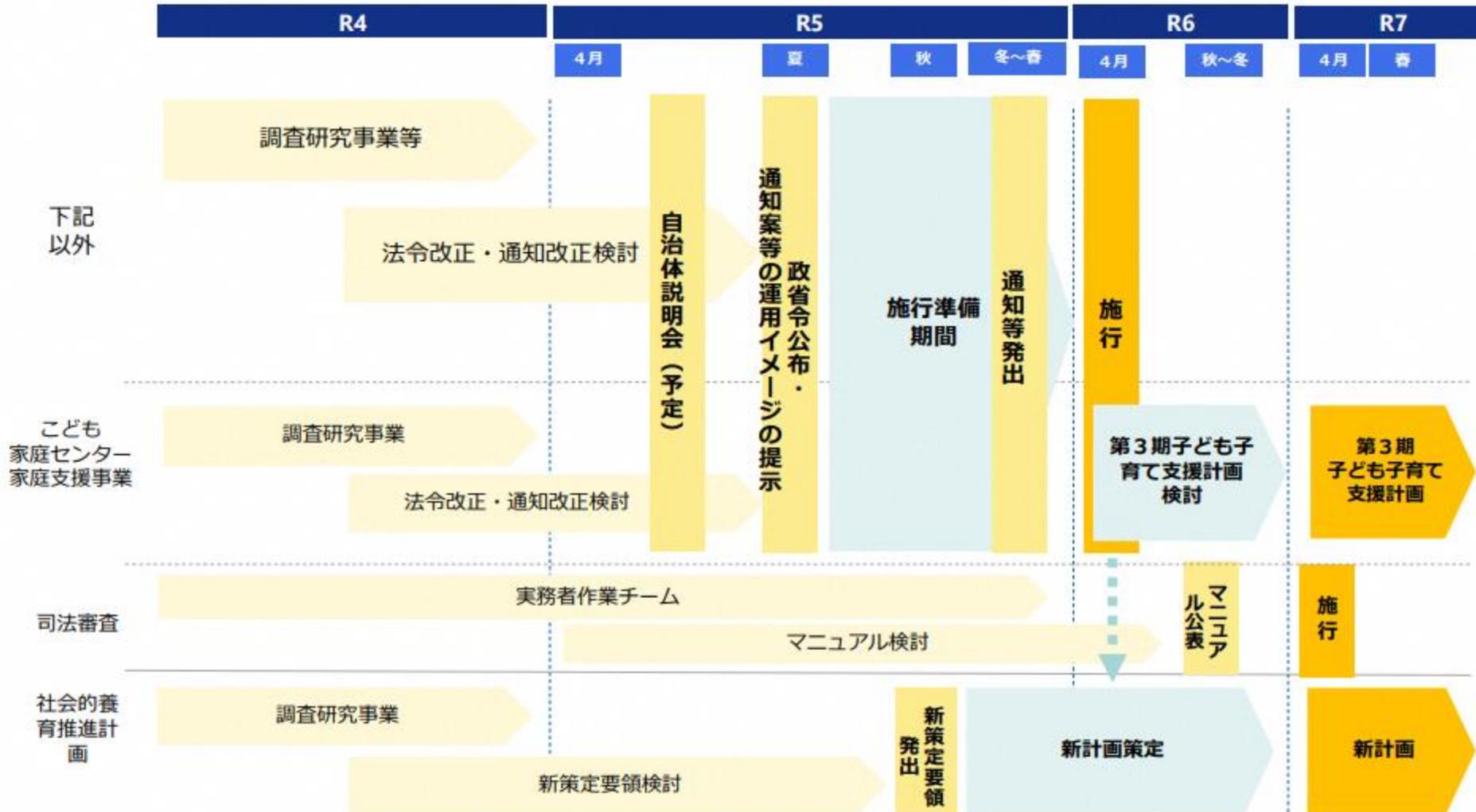
## （性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b>
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して <b>2年</b>	免許状失効等の日から <b>3年</b>	登録取消の日から起算して <b>3年</b>
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 <b>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</b>
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</b>	<b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</b>
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）		—	<b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b>	<b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b>

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。  
 ※ 法の規定に基づく対応

## 改正児童福祉法施行に向けたスケジュール





# 懲戒権に関する規定の見直し

資料出典:こども家庭庁HP

# 民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について

## 概 要

- 「民法等の一部を改正する法律案」が成立し、民法について、
  - ① 親権者による懲戒権の規定を削除するとともに（民法822条）、
  - ② **親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする**（民法821条）との改正がなされた。（令和4年12月公布・施行）
- 民法等の一部を改正する法律案の中で、**児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律**について、**民法の新たな規定ぶりに合わせる改正**を行った。

（参考）改正前の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律では、**親権者と類似の措置を行う児童相談所長** 等や**親権者**が、児童に対して

- ① **懲戒**することができる旨及び、
- ② **体罰禁止**

の規定を設けているところ。

# 民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について

## 児童福祉法

改正後	改正前
<p>第三十三条の二（略）</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<b>監護及び教育</b>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、<b>児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</b></p> <p>③・④（略）</p>	<p>第三十三条の二（同上）</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<b>監護、教育及び懲戒</b>に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。<b>ただし、体罰を加えることはできない。</b></p> <p>③・④（同上）</p>
<p>第四十七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<b>監護及び教育</b>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、<b>児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</b></p> <p>④・⑤（略）</p>	<p>第四十七条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<b>監護、教育及び懲戒</b>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。<b>ただし、体罰を加えることはできない。</b></p> <p>④・⑤（同上）</p>

## 児童虐待の防止等に関する法律

改正後	改正前
<p>（児童の人権の尊重等）</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、<b>児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</b></p>	<p>（親権の行使に関する配慮等）</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、<b>体罰を加えること</b>その他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による<b>監護及び教育</b>に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p>



# 子ども虐待による死亡事例等 の検証結果等について

資料出典:こども家庭庁HP

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例66例（77人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第18次報告			(参考)第17次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)	計
例数	47(15)	19(0)	66(15)	56(35)	16(3)	72(38)
人数	49(15)	28(0)	77(15)	57(35)	21(6)	78(41)

(未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。)

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和2年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例14例（14人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第17次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)	第15次報告 (令和元年8月)	第16次報告 (令和2年9月)	第17次報告 (令和3年8月)																																	
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)	H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)	H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)	H30.4.1～ H31.3.31 (1年間)	H31.4.1～ R2.3.31 (1年間)																																	
	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計	心中 以外	心中 計																																
例数	24	— 24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72
人数	25	— 25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	126	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78

## 2. 死亡事例（66例・77人）の分析

### （1）心中以外の虐待死（47例・49人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…31例・32人（65.3%）  
（0歳のうち月齢0か月児が15例・16人（50.0%））
- 主な虐待の種類 「ネグレクト」…20例・22人（44.9%）  
「身体的虐待」…21例・21人（42.9%）
- 直接の死因 「頭部外傷」…7例・7人（20.6%※）  
「頸部絞扼以外による窒息」…7例・7人（20.6%※）
- 主たる加害者 「実母」…28例・29人（59.2%）  
「実父」…4例・4人（8.2%）「実母と実父」…2例・2人（4.1%）
- 加害の動機（複数回答） 「子どもの世話・養育をする余裕がない」…5例・5人（10.2%）  
「泣きやまないことにいらだったため」…4例・4人（8.2%）  
「その他」…7例・8人（16.3%）
- 妊娠期・周産期における問題（複数回答） 「妊婦健康診査未受診」…19例・19人（38.8%）  
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…14例・14人（28.6%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健康診査」の未受診者…7人（29.2%※）  
「1歳6か月児健康診査」の未受診者…2人（14.3%※）  
「3歳児健康診査」の未受診者…3人（27.3%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」…15例・15人（30.6%）  
「育児不安」…15例・15人（30.6%）  
「産後うつ」…5例・5人（10.2%）  
「精神障害」…5例・5人（10.2%）  
（養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与 児童相談所のみ関与ありが0例（0%）、市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与ありが5例（10.6%）、児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与ありが11例（23.4%）であった。その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与ありが37例（78.7%）であった。0か月児事例16人については関係機関の関与無しが5人であった。
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象とされていた事例は14例（29.8%）であった。

## (2) 心中による虐待死 (19例・28人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢  
「2歳」…5例・5人(17.9%)  
「4歳」…4例・4人(14.3%)
- 直接の死因  
「頸部絞扼による窒息」…7例・10人(43.5%※)  
「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」…2例・5人(21.7%※)  
「溺水」…3例・4人(17.4%※)
- 主たる加害者  
「実母」…12例・18人(64.3%)  
「実父」…5例・7人(25.0%)
- 加害の動機(複数回答)  
「保護者自身の精神疾患、精神不安」…7例・11人(39.3%)  
「育児不安や育児負担感」…5例・9人(32.1%)  
「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」…4例・6人(21.4%)
- 関係機関の関与  
児童相談所のみ関与ありが4例(21.1%)、市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与ありが1例(5.3%)、児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与ありが2例(10.5%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会  
検討対象とされていた事例は4例(22.2%)であった。

## 3. 重症事例(14例・14人)の分析

- 重症となった子どもの年齢  
「0歳」…13例・13人  
(月齢0か月児…3例・3人、1か月、2か月、3か月児…各2例・2人)
- 虐待の類型  
「身体的虐待」…11例・11人
- 直接の受傷要因  
「頭部外傷」…10例・10人
- 主たる加害者  
「実母」…7例・7人、「実父」…3例・3人
- 関係機関の関与(重症の受傷以前)  
児童相談所の関与ありは10例、市区町村(虐待対応担当部署)の関与ありが4例であった。  
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与ありが4例であった。
- 要保護児童対策地域協議会  
受傷前に対象とされていた事例は7例であった。
- 重症となった受傷後の対応状況

- ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は14例・14人であった。  
このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が9例・9人と最も多かった。
- ・医療機関へ入院した事例のうち、医療機関に一時保護委託をした事例は11例・11人であった。
- ・要保護児童対策地域協議会への登録とされた事例(受傷前から登録している場合も含む)は13例であった。
- ・調査時点で加害者と同居していない事例は10例であった。  
このうち、援助方針として「家族再統合」が4例であった。
- ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は5例、第三者による検証を実施した事例は、2例であった。

## 4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

### (1) 事例の概要

- 【事例1】知的障害のある実母が、障害福祉サービス事業所内のトイレで児を出産し、出産直後に死亡させた事例
- 【事例2】外国籍で仮放免許可を得ていた実母の自宅で、児が遺体で発見された事例
- 【事例3】児ときょうだいへの実父からの暴力が続いていた家庭で、児が実父の暴力により死亡した事例
- 【事例4】虐待の通告歴があった家庭で、実母が長男、長女、次女を殺害し、自身も死亡した事例

### (2) 各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

#### ① 児童相談所と市町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一 (事例2、事例3、事例4)

- 組織的な判断・対応を必須とし共有された事実や検討結果は記録に残す。
- 各関係機関のアセスメント結果や判断根拠を把握し、協議しながらリスク評価と支援方針を統一していくため、協議の際は、同行訪問やケース検討会議等、可能な限り対面で行うよう努める。
- 役割を固定せず、一部重複させながら、隙間のない支援を心がける。
- 関係機関による見守りを行う場合、それぞれの役割及び求められる支援内容や共有すべきタイミング等について明確にしておく。

#### ② 関与の終結時や転居による移管時の適切で確実な引き継ぎの実施 (事例1、事例2)

- 関与終結時は、指導の効果についてチームで協議し、終結の適切性について援助方針会議で十分な検討を行う。継続支援機関に対しては、これまでの経緯や最新情報を速やかに提供し、確実な引き継ぎを行う。
- 長期にわたり障害福祉サービス等の支援を受けていた場合、家族関係や支援のあり方も重要な視点と捉え、支援歴などの情報は適切に引き継ぐ。
- 転居は養育環境の変化に伴うリスクがあることを踏まえ、転居後の適切なリスクマネジメントのため、転居前の情報の速やかな把握を行う。

#### ③ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメント (事例2、事例3、事例4)

- 保護者との関係構築が難しく生活や養育の状況を確認できない場合、関係機関間で役割分担の上、各家族員から情報収集を行い、家族に関する情報を多角的に把握する。
- 養育環境をとりまく問題として経済的な視点や在留資格の問題等、多様な観点からアセスメントする。その際、各分野の専門家や担当部署等に速やかに相談する等し、適切な助言を得る。
- 親子や夫婦の関係等のプロセス評価を行いながら、保護者への対応を検討する。

#### ④ 精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ (事例3、事例4)

- 精神的な不安定さがあるにも関わらず精神科受診を拒否する場合、受診の必要性を繰り返し説明することと併せて、子どもの安全を確保する。
- 精神的に不安定な保護者等のアセスメントは、各家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要があり、精神保健分野からの助言を得られる連携体制を構築する。

#### ⑤ 予期せぬ妊娠の相談窓口の充実と関係機関間の連携 (事例1)

- 予期せぬ妊娠の相談窓口の広報先として、地域の障害福祉施設を含めることを検討する。
- 予期せぬ妊娠事例を把握した際には、速やかに母子保健担当部署に情報提供する対応の徹底を関係機関に依頼する。
- 妊娠SOSや医療機関など地域で性や妊娠・出産等の相談先となり得る民間事業者について情報収集に努め、民間事業者に相談があった際は母子保健担当部署に情報提供してもらえるよう支援体制の構築に努める。

#### ⑥ 児童相談所の専門性の発揮の活用、母子保健担当部署の虐待対応能力の向上 (事例2、事例3、事例4)

- 主担当機関が市町村虐待対応部署の場合であっても、児童相談所は、積極的にその支援状況を把握し、必要な対応をとる。
- 一見すると協力的な保護者に対し、養育状況等の情報収集に努め、状況が改善しなければ、再度アセスメントを行う。
- 母子保健担当部署は、母子保健の観点から養育環境をアセスメントした上で、介入の必要性を検討する。

#### ⑦ より連携しやすい体制構築に向けて児童相談所設置市への移行の検討 (事例2)

- 児童相談所設置市への移行が可能な自治体の場合は、同一自治体における速やかな意思決定及び関係機関間の連携しやすい体制構築も考えられる。

## 1 虐待の発生予防及び早期発見

## ① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

- ・妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
- ・予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
- ・民間団体等と連携の上、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
- ・妊娠SOS等の相談の際には匿名性を維持しつつ信頼関係の構築に注力し、その後サービス提供等の支援をする段階になってから氏名や居住地を聴取するなど、段階的な対応によって支援を途絶えさせない工夫
- ・障害者や外国籍の者等、十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応を関係者間で検討
- ・妊産婦等生活援助事業の着実な実施に向けた準備及び活用の検討
- ・居所確認が難しい妊産婦に対する信頼関係の構築に注力した適切な支援
- ・児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援の実施
- ・地域の民間事業者に働きかけ、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築
- ・特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援

## ② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

- ・保育所等身近な相談機関の整備と相談機関からの情報の一層の活用

## ③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

## ④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

- ・関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
- ・精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
- ・医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有
- ・妊娠を覚知した際の女性の選択肢等に合わせた具体的な支援策を事前に検討し、各部署や事業所、施設と共有

## ⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

- ・母子健康手帳の活用等も検討の上、知識の一層の普及・啓発

## 2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

## ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底
- ・民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発
- ・身近な相談機関と連携した支援体制の着実な構築

## ② 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・実効性のある、子どもの意見聴取等を行う体制の整備
- ・保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備
- ・充実した親子再統合支援事業の着実な実施にむけた準備

## 3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり

## 4 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

## ① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・中長期的な虐待の継続は、リスクが高まっている兆候として捉える
- ・関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施

## ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

## 5 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

## ① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備

## ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上

- ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

## 6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

## ① 検証の積極的な実施

- ・支援者の振り返りによる適切な検証の実施
- ・子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用

## ② 検証結果の虐待対応への活用

## 1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

### ① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・ 妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市町村の好事例等の情報の発信
- ・ 妊娠中から出産後まで連続性をもった支援の推進
- ・ 予期しない妊娠／計画していない妊娠等困難を抱えた妊婦への相談体制の一層の充実及び若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築の推進
- ・ 社会的な養育に関する制度や妊娠時に困難さを抱えた際の相談先、性に関する知識等について、学校における性に関する指導とともに、あらゆる世代や関係者に対する正しい知識の情報提供等の一層の推進
- ・ 障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談体制の構築を図り、関係省庁及び関係部局が連携して具体的な対応策を検討

### ② 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・ 精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職の活用など、保健・医療・福祉の一層の連携強化の推進
- ・ 精神疾患等や家族支援に関する関係職員の理解を深める取組の推進

### ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル189の周知啓発や民間支援事業者の活用促進など、通告や相談のしやすい体制の整備
- ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進
- ・ 乳幼児健康診査未受診者、未就学児・不就学児等への適切な取組の推進

## 2 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・ 地方公共団体や関係機関間における密な情報共有による連携体制の構築や多様な機関による包括的な支援の推進
- ・ こども家庭センターが十分な機能を果たし、確実に要支援家庭等を支援につなげられるよう、財政的及び技術的支援の実施と設置促進
- ・ 障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方をはじめ、障害者本人の意向等に沿った支援のあり方や体制構築について、関係省庁と連携して具体的に検討

## 3 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の一層の推進

## 4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・ 虐待のリスクを把握した際の速やかな要保護児対策地域協議会への登録の徹底と、早期からの関係機関による情報共有や支援・介入の見立てを行う体制の整備など、要保護児童対策地域協議会の効果的運用を行うための支援

## 5 一時保護解除後の支援体制の整備

- ・ 一時保護解除後を見越した継続支援や親子関係再構築の取組の促進
- ・ 親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとする施行に向けて、より一層の親子関係の再構築支援の体制整備

## 6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・ 転居によるリスクの変化に関する慎重な判断の必要性、過去の支援履歴等の適切かつ円滑な共有の必要性について周知
- ・ 転居等における事例移管時の情報共有に向けた要保護児童等に関する情報共有システムの一層の活用促進
- ・ 子どもの安全確認の確実な実施に向けた安全確認策の周知

## 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 適切な検証の実施と検証結果を活用した研修等の推進

## 8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・ 子どもの保護及び支援にあたって子ども自身の意見を適切に表明できる体制整備への技術的な助言

# 第1次から第18次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

## 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等) 知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待歴があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

## 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない。
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居など家族関係の変化を把握し、関係機関と適切な共有ができていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。